

西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

出版情報：2012-03
バージョン：
権利関係：

カピトゥラリアに関する近年の研究動向

津田 拓郎

1 導入

カピトゥラリアはフランク王国史の研究において最も頻繁に用いられてきた史料の一つである。しかし、「カピトゥラリア研究の領域において、研究者間で異論が存在しないのは、見解が相違しているという事実についてのみである」というモルデクという言葉が示すように、カピトゥラリアについては多くの問題点が未解決のままの状況が続いている(Mordek 1986a, p. 25)。本稿では、近年になってあらわれてきた、カピトゥラリアをより柔軟に捉える傾向を紹介し、従来議論されてきた諸論点について、新しい方向性を提示することを試みたい。本稿末の文献目録には、本稿において言及される文献に加えて、1990年以降に出されたカピトゥラリアに関する史料論的研究(英語、仏語、独語、日本語)をできる限り網羅して掲載することを試みた。ただし、カピトゥラリアという史料類型それ自体の性質を論じるのではなく、単に「カピトゥラリアを用いた」研究は掲載の対象とはしていない。また、個別のカピトゥラリアを対象にした研究も基本的に対象外とした。ただし、モルデク H. Mordek とポコルニー R. Pokorny の研究は、個別のカピトゥラリアを対象にした研究であっても、カピトゥラリア研究全体にとって重要な指摘を多く含んでいるため、目録に収録した。なお、1990年以前に出された研究に関しては、以下の1-(2)で挙げる基本文献に加え、膨大な脚注とともに17世紀以降の研究史を概観している(Buck 1997, pp. 1-44)を参照いただきたい¹。

本稿では「カピトゥラリア」の語を、「研究者たちによって『カピトゥラリア』として扱われてきたテキスト群」一般を指して用いる。「研究者たちによって『カピトゥラリア』とした扱われてきたテキスト」とは、基本的に「カピトゥラリアの MGH 版」に含まれるテキストとほぼ一致するのではあるが、論者によってどの範囲のテキストを「カピトゥラリア」とみなすべきかの理解が多様であるため、明確な定義を行ったうえで研究動向を紹介することは困難なためである。なお、本稿では便宜上「カピトゥラリア」という史料類型の存在を大前提としているかのごとく叙述が行われるが、このような前提は筆者自身の理解とは合致していないこともここでことわっておきたい。筆者の理解は、3-(5)で紹介するパツォルドのものに近く、少なくともシャルルマーニュ期に関してはカピトゥラリアという史料類型を想定すべきでないというものである(津田 2012)。

1-(1)版について

カピトゥラリアの最新の刊本は、ボレティウスークラウゼによって19世紀末に刊行されたMGH版である(Boretius 1883; Boretius-Krause 1897)。しかしこの版は慣行直後から多くの点で批判にさらされており、多くの不備が指摘されているため、その利用には注意が必要である。ボレティウスークラウゼ版刊行に至るまでの経緯は大久保が詳細にまとめており、日本語で読むことができる(大久保 1965, pp. 320-326)。なお、ボレティウスークラウゼ版に収録されているテキストの一部は、MGHの教会会議決議のシリーズにも重複して収録されている(Maassen 1893; Werminghoff 1906-1908; Hartmann 1984; Hartmann 1998)。

MGHは以前からカピトゥラリアの新版刊行の準備を進めているが、担当者のモルデク H. Mordek とゼヒール・エッケス K. Zechies-Eckes の相次ぐ死去もあり計画は大幅に遅れている。このような状況を受け、新版刊行計画は大幅な変更を迫られた結果、814年までのカピトゥラリアをモルデクの弟

¹ なお、文献目録作成に当たっては、菊地重仁氏(ミュンヘン大学・東京大学)より多くの重要な助言をいただいた。記して感謝申し上げたい。当然、本稿に見られる誤りや重要文献の欠落は筆者の責任に属する。お気づきの点や新たな文献情報があれば、ぜひともご指摘いただきたく思う。

子グラットハール M. Glatthaar、814 年以降のカピトゥラリアをデュプリュ P. Depreux、エスダース S. Esders、パッツォルド S. Patzold、ウーブル K. Ubl の 4 人が担当することとなった。また、789 年の「一般訓令」*Admonitio generalis* は単独の分冊の形で近日中に刊行される見通しである²。

1-(2)基本文献

ほぼすべてのカピトゥラリアを対象に基礎的理論を打ち立てたガンスホーフの研究はいまだに大きな重要性を持っており、MGH 版におけるカピトゥラリア番号に即して索引が付されているため、レファレンスとしても用いる事ができる(仏語版 Ganshof 1958 ; 独語版 Ganshof 1961)³。ガンスホーフが同書で提示した個別の論点はその後の研究で様々な形の批判を受けているものの、MGH 版に含まれるカピトゥラリアすべてを対象とした総合的研究はこれ以降あらわれておらず、常に参照されるべき研究であり続けているといつてよい。また、ガンスホーフが個々のカピトゥラリアについて MGH 版と異なる年代を提示している事例が、巻末の表にまとめられており有益である。

モルデクが新版刊行準備作業の中で出版した、カピトゥラリアを収録する写本目録(Mordek 1995b) は、今後のカピトゥラリア研究に欠かせないものである。同書巻末には詳細な索引があり、ボレティウスクラウゼ版以降に発見されたカピトゥラリアのテキストも収録されている(pp. 969-1028)。

個別のカピトゥラリアを対象とした研究論文は膨大であるためここでは触れることができない。シャルルマーニュ期のものについては、五十嵐修の研究が刊行されたことでカピトゥラリアの内容とその分析を邦語で読むことができるようになった(五十嵐 2010)。クレールは MGH 版に含まれるカピトゥラリアの内容を一つ一つ概観しており、カピトゥラリアを用いる際のレファレンスとして有益である(Clercq 1936 ; Clercq 1958)。Regesta Imperii シリーズ(Böhmer 1908; Zielinski 1991; Fees 2006)においても、それぞれの君主が出したカピトゥラリアの内容がまとめられているが、西フランク王国のもの完結までには時間がかかる様子である。ルイ敬虔帝によるカピトゥラリアに見られる政策一般についてはシュミッツ(Schmitz 1986; Schmitz 1990)、シャルル禿頭王期についてはネルソン(Nelson 1986)がそれぞれ重要な分析を行っているが、いずれの君主のカピトゥラリアに関しても、それを包括的に扱ったモノグラフはあらわれていない。なお、ルイ敬虔帝期のカピトゥラリアはボスホーフの概説(Boshoff 1996)、シャルル禿頭王期のものはネルソンの研究(Nelson 1992)中でその多くが内容の概観とともに言及されているものの、両書ともにカピトゥラリア番号ごとの索引を備えていないため、レファレンスとして用いる際には不便である。また、カピトゥラリアそのものを対象とした研究ではないものの、アプスナーの研究(Apsner 2006)においてもシャルル禿頭王時代のカピトゥラリアが内容の概観とともに言及されている。ロタール 1 世のカピトゥラリアについては近年包括的な研究が刊行された(Geiselhart 2001)。また、教会会議を対象としたハルトマンの研究書(Hartmann 1989)においても多くのカピトゥラリアが扱われており、レファレンスとして有益である。

各種事典類でもカピトゥラリアは扱われているが、英語圏のものやフランス語圏のものは最新の研究動向をほとんど踏まえておらず有益ではない(Parisse 2004 ; Vann 2010)。本稿で紹介される文献の大多数がドイツ語のものであることからわかるように、カピトゥラリアに関する史料論的研究は、主としてドイツ語圏でのみ行われてきたのである。ドイツ語の事典や概説は、執筆段階における研究動向を十分に踏まえたもので参照する価値が高い(Kroeschell 2008 [初版 1972])Mordek 1991 ; Schmitz-Wiegand 2000)。本稿脱稿直前に草稿を確認することができたシュミッツの研究(Schmitz 2012) は、本稿で紹介される 2000 年代以降の新しい研究動向もしっかり踏まえたもので、現段階におけるカピトゥラリアの研究動向を知るために最良の文献として位置づけられる。なお、過去に出されたカ

² MGH の刊行計画に関する最新の情報は *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 巻頭の MGH 総裁による年次報告で読むことができる。過去 4 年分の年次報告は Web 上でも公開されている、<http://www.mgh.de/das-institut/jahresberichte/>

³ 以下本稿では 1961 年のドイツ語版に従って引用を行う。

ピトゥラリアに関する研究文献や個別のカピトゥラリアの新版情報は、*Geschichtsquellen des deutschen Mittelalters* プロジェクトの *Capitularia regum Francorum* の項目にまとめられている (<http://www.repfont.badw.de/C.pdf>)。

カピトゥラリアの史料論に関する邦語の文献は限られているため、ここでまとめて言及しておくこととする。ボレティウス版への批判からガンスホーフに至るまでの研究史は大久保泰甫が丹念にまとめている(大久保 1965; 大久保 1968a; 大久保 1968b; 大久保 1968c)。初期中世における法の構造の解明を目的とした西川洋一の研究(西川 1991)は、1990年ごろまでの膨大な研究文献を踏まえたもので、カピトゥラリアをめぐる諸問題を考える際にも重要な考察を多く含んでいる。加納修(加納 2004)は、先行研究が見落としがちであった文書形式の観点からカピトゥラリアを考察し、メロヴィング期のもものとカロリング期のもものを明確に異なる史料類型として理解すべきことを提唱している。民衆教化をテーマとした研究ではあるが、多田哲による一連の研究(多田 1995; 多田 1996; 多田 1997)からは、カピトゥラリアの成立やカピトゥラリアの規定の在地への伝達、司教によるその実践の試みなどについてを知ることができる。ザルツブルク大司教区における同様の事例については拙論でも扱った(津田 2005)。本稿と同時期に刊行予定の拙論(津田 2012)は、「カピトゥラリア」という文書類型の存在そのものを疑って関係史料を再検討し、今後のカピトゥラリア研究の進むべき道を示すことを試みたものである。また、最新の研究動向を踏まえうえで 809 年のカピトゥラリア群の分析を手掛かりに、カピトゥラリアの成立、伝達、その既定の実践に関する考察を行った菊地重仁の研究も重要文献に加えられることとなろう(菊地 2012)⁴。

筆者が確認できた限りにおいて、カピトゥラリアの現代語訳はそれほど多くなく、ほとんどがシャルルマーニュ期のもののみを対象としている(文献目録を参照)。それらは部分訳のみを提示している場合も多く、写本情報や解題が不十分であるものも少なからず見受けられるため、現代語訳の利用には注意が必要である。また、最も多くのカピトゥラリアを対象としているキングの翻訳集(King 1987)においても、シャルルマーニュの 30 のカピトゥラリアが英訳されているにすぎず、この数字はボレティウスークラウゼ版が収録する 307 の十分の一にも満たない。現代語訳されているもののみを見ていたのでは、フランク王国におけるカピトゥラリアの全体像を得ることはできないと言わざるを得ないのである。なお、シャルルマーニュのもっとも重要なカピトゥラリアの一つ *Admonitio generalis* の全文が邦訳されたことは、我が国におけるカピトゥラリア研究のみならず、カロリング期の研究全体にとって重要な貢献である(河井田 2005a)。未完のままとなっている註解作業のさらなる進展に期待したい(河井田 2005b)。

2 カピトゥラリアとは何か?

2-(1)各論者の定義

ガンスホーフの研究書のタイトルでもある「カピトゥラリアとは何か」という問いに対する答えは、研究者ごとに多様であった。ここでは代表的なカピトゥラリア研究者の理解を時代順にたどることとする。過去の研究者たちはしばしば独自にカピトゥラリアの定義を試みており、そこから研究史の大まかな変遷を読み取る事が可能となるのである。

伝統的に、カピトゥラリアは勅令であると理解されてきた。ここでは大久保泰甫の定義を引用しよう。「カピトゥラリア (*Capitularia*; *Kapitularien*; *Capitularies*) とは、右に示したようにカロリング朝の諸国王が発した勅令の謂であり、名称の由来は、その本文が通例いくつかの章 (*capitulum*>*capitula*) に岐れていることにあると言われている。以上の点はこれ迄何人も争った事がない。従って立ち入った考察を行うに先き立ち、我々は一応の定義を与えて置くことにしよう。曰く、カピトゥラリアとは、

⁴ 本稿脱稿時点では当該菊地論文の最終稿は未刊行であるため、本稿の記述は 2011 年 9 月 1 日～2 日に名古屋大学にて行われたグローバル COE プログラム第 12 回国際研究集会『歴史におけるテキスト布置』報告草稿集の内容に基づいている。

カロリナー時代、フランク国王乃至皇帝が発した勅令であり、数条（章）（多い場合は数十条）の規定に分かれているものである、と」（大久保 1965, p. 311）。また、我が国において大きな影響力を持っている法制史の概説においても、「フランク帝国の王法は多数の単行法令の形をとって存在しているが、これらの単行法令は、メーロヴィンガ朝時代には *Dekrete* または *Edicte* と呼ばれ、カーロリナ朝時代には *Kapitularien* と呼ばれた」（ミッターイス＝リーベッヒ 1971, p. 149）と述べられている。このような理解の起源がどこにあるのかを確定することは現段階では困難であるが、大久保が述べるように 19 世紀以来の研究史において、「カピトゥラリアは勅令である」という点は一致して認められていたといつてよい。現在でも一部のカピトゥラリア研究者を除いて、初期中世史家の多くは、カピトゥラリアを勅令として自身の研究に用いている。

ガンスホーフによる定義、「そのテキストが章に区分され、カロリング朝の君主達が立法や行政上の措置を公知するためにもちいた勅令 *Erlasse*」（Ganshof 1961, p. 13）（下線は引用者、以下も同様）は、カピトゥラリアを「勅令」と捉える点では伝統的理解と大きく変わっていない。しかしガンスホーフの定義において重要な点は、下線を付した「公知するためにもちいた」という文言である。彼にとって、カピトゥラリアのテキストは「公知」のための補助的手段にすぎず、規定に法的効力を与えるのは王による「口頭での公知行為」であった。しかし、以下の 4 の部分で指摘するように、「法的効力」の源泉を考えるとという問題設定自体の妥当性が現在疑われており、彼の理解をそのまま受け入れることははや不可能となっている。

続いて引用するのはビューラーによる定義である。「(文字化された限りにおいて)規則的に章に区分されたフランク王国の法的な命令。有力者、とりわけ司教の関与のもとに君主の発したもの(国王カピトゥラリア *capitula regum*)、もしくは一人の司教がその司教管区のために発したもの(司教カピトゥラリア *capitula episcoporum*)があり、その目的は立法や行政上の措置を公知することであった」(Bühler 1986, p. 441)。ここでは発布における司教層の関与が強調されることで、「君主の勅令」という伝統的イメージがやや変化してきているといつてよい。また、司教が単独で発布する司教カピトゥラリアも同一の範疇の中で理解しようとしている点もこれまでの論者に見られなかったものである。

MGH のカピトゥラリア新版の担当者として研究を進めていたモルデクによる定義は、「国王の、すなわちフランクの支配者に由来する、ほとんどが条項に分けられた諸々の規定や意見表明で、立法的、行政的、そして少なからず宗教・教育的な特質を持ったものであり、聖俗の貴顕の協力の下で公布されえたが、決していつでも彼らの協力の下で出されたわけではない」(Mordek 1996a, p. 34)、というものである。「宗教・教育的特質」の存在が強調されていることから、「法文書」としてのみカピトゥラリアを理解する伝統的態度が放棄されていることが読み取れる。また、定義全体がカピトゥラリアという史料類型の多様性を含意した慎重な言い回しとなっていることも目立っている。

モルデクがすでに示唆していたカピトゥラリアという類型内部の多様性は、2000 年代後半に入るとさらに先鋭化した形で前面にあらわれてくる。数少ない英語圏のカピトゥラリア研究者の一人ペッセルは、「カピトゥラリアとは the ‘capitulary treatment’ を受けたテキストで、王宮から各地域へ送り出される、何らかの形で王の権威が付与されたものである」(Pössel 2006, p. 267)⁵との理解を提示している。ペッセルが the ‘capitulary treatment’ という言い回しで具体的に何を意味しているのかは判然としないものの、行政、立法といった文書の内容に即した定義が完全に放棄されており、王の権威の有無のみを重要な指標として強調する、きわめて柔軟なカピトゥラリア理解であることが読み取れる。

パツォルドの理解はさらに進んだものである。「確かにこれほど多様な性質を持つテキストを一つの広いカテゴリー、『カピトゥラリア』のもとで理解する事は可能である。しかしその際には、このカテゴリーが一つの大まかな形態的指標のみによって定義されていることを自覚しなくてはならない。これらのテキストに共通していることは、個々の問題をリスト形式でまとめているという点の

⁵ “a capitulary was a text which received the ‘capitulary treatment’, had been sent out into the regions from the royal court, and with royal authority attached to it in some way”.

みなのである」(Patzold 2007b, p. 349)。ここでは事実上カピトゥラリアを定義する作業が放棄されており、条項形式にされているという点以外に一切の共通点を見いださない立場がとられている。彼は同じ論文において、「カール、ルイ、そしてフランクの貴顕達は、中世学者の専門概念の意味におけるカピトゥラリアを自分たちが作っていたということを知らなかった」(Patzold 2007, S. 349)とまで述べており、従来の研究で「カピトゥラリア」と呼ばれてきたテキストに言及する際にも、カピトゥラリア *Kapitularen* ではなく条項リスト *Kapitellisten* と呼ぶなど、徹底して「カピトゥラリア」という類型の想定から距離をとっているのである。

以上の記述から、カピトゥラリアに対する理解は近年大きな変化を見せていることが明らかになったものと思われる。以下では、まず近年あらわれてきた新しい研究動向傾向を紹介し、それを踏まえたうえで伝統的に議論されてきた様々な論点を再検証することとする。しかしそのまえに、カピトゥラリアを議論する際の前提になる、用語法の問題を概観しておこう。

2-(2)同時代史料における「カピトゥラリア」を指す用語について

カピトゥラリアを指す用語法は、すでに多くの研究者によって分析の対象とされている(Ganshof 1961, pp. 13-18; Bühler 1986, pp. 321-339; Buck 1997, pp. 28f; Mordek 2000, pp. 2f; Pokorny 2005, pp. 16f)。彼らが一致して指摘するのは、カピトゥラリアを指して用いられる同時代の単語の多様性である。現在のフランク王国研究において用いられている語「カピトゥラリア」(英 *capitulary*, 仏 *capitulaire*, 独 *Kapitularen*[単数形 *Kapitular*])に対応するラテン語は *capitulare*(複数形 *capitularia*)であるが、ボレティウスークラウゼ版に含まれるテキストすべてが、同時代において *capitulare* と呼ばれていたわけではない。これらのテキストは同時代史料においては、*capitula*, *capitulare*, *constitutio*, *decretum*, *praeceptum*, *edictum* 等のきわめて多様な語で呼ばれている。また、*capitulare* という語がフランク王国で国王による立法を意味して用いられた初めての例は779年のヘリスタルカピトゥラリアであるというのが通説であるが、この語がカピトゥラリア以外をも意味することがありえた点も指摘されている。また、カピトゥラリアを指して非常に多く用いられる *capitula* という語が、「条項別に書かれたテキスト」一般を意味していたという点も繰り返し指摘されている。ここからは、あるテキストが *capitulare* や *capitula* といった語で呼ばれているからといって、そのテキストが「カピトゥラリア」という一つの類型に属していると考えてはならないことがわかる。

しかし、史料中にあらわれる *capitula* や *capitulare* といった語は、しばしば無批判に「カピトゥラリア」を意味すると解釈されてきた。カピトゥラリアを指す用語法の多様性を指摘した研究者自身においてすらもしばしばそのような態度がみられるのである。例えば、モルデクは、いわゆる司教カピトゥラリアが国王のカピトゥラリアと明確に区別される理由の一つとして、それらが一つの例外(オルレアン司教テオドルフの第一カピトゥラリア)を除いて *capitulare* と呼ばれていないという点を強調している (Mordek 1986a, p. 26f)。しかし、モルデクの論法は妥当なものとは考えられない。「国王カピトゥラリア」とみなされてきたテキストの多くも *capitulare* とは呼ばれていないのだから、彼の理解に従うのであれば、それらも「カピトゥラリア」の範疇から除外せざるを得ないことになるのである。さらに、そもそも *capitulare* という語で呼ばれているテキストがすべて「国王カピトゥラリア」に属するとは限らないという点を踏まえるならば、*capitulare* と呼ばれているか否かが類型理解のメルクマールとはなりえないことは明らかであろう。モルデクの考え方は「循環論法」であるとしてポコルニーが正当な批判を加えているものの(Pokorny 2005, pp. 16f)、現在でも多くの研究者は、*capitula/capitulare* 等の語を見るやいなや「カピトゥラリア」という一類型が意味されていると考えてしまう態度から抜け出すことができていない。「カピトゥラリア」という史料類型が確固として存在していたという大前提からいったん距離を置いたうえで、*capitula* や *capitulare* といった語の同時代における用法を包括的に再検討することは、今後のカピトゥラリア研究の重要な課題である。

2-(3)メロヴィング期のカピトゥラリア

ボレティウスークラウゼ版に含まれるカピトゥラリアの大多数はカロリング期に出されたものであり、筆者の専門領域がカロリング期であるという事情もあって、本稿の記述のほとんどはカロリング期の事情に関するものにならざるを得ないため、ここでメロヴィング期のカピトゥラリアについての研究を簡単にまとめておきたい。

MGH 版に収録されたメロヴィング諸王のカピトゥラリアはわずかに 9 を数えるのみである。これらのテキストをカピトゥラリアとみなすべきかどうかについて、研究者の意見は大きく分かれている。このことは、上で引用した各論者の定義においても明らかである。メロヴィング諸王のものもカピトゥラリアとみなす代表的な論者はモルデクであり、メロヴィングとカロリングのカピトゥラリアの間には時間的断絶はあるものの、根本的な要素において断絶は存在しないという点が繰り返し強調されている(Mordek 1986a, p. 28; Mordek 1996b; Mordek 2000, pp 4f, pp. 8-10)。

他方で、ガンスホーフをはじめ、カロリング期のもののみをカピトゥラリアとみなす論者も多く、近年あらわれたた 2 つの研究(Woll 1995; Esders 1997)を踏まえうえて、文書形式と国王の命令の文字化という視点から考察を行った加納修(加納 2004)も、メロヴィング期のカピトゥラリアとされてきたテキスト群は、カロリング期のカピトゥラリアとは異なる範疇に属するテキストであるとの結論を提示している。なお、メロヴィング諸王の証書編纂業務を担当しているケルツァーも、文書形式学の視点からメロヴィング期のカピトゥラリアを分析している(Kölzer 2004)。

クレッシェルの研究は、カピトゥラリアからメロヴィング期の司法制度を解明することを目的としたものであるが、サリカ法とともに伝来するテキストと教会会議決議とともに伝来するテキストが、その内容においても明確に異なっている点など、史料論に関しても重要な指摘を多く含んでいる(Kroeschell 1995)。

メロヴィング期のカピトゥラリアを分析した研究者の多くは、メロヴィング期のカピトゥラリアとローマ末期の文書群との類似性を指摘している。この点は、メロヴィング期のカピトゥラリアとカロリング期のカピトゥラリアを区別する根拠として用いられているものの、カロリング期のカピトゥラリアについて文書形式の側面からの包括的研究が行われていない現状を考えるならば、断絶か連続かの問題に明確な答えを出すことは現時点では困難である。また、しばしば言及される、「メロヴィング期のカピトゥラリアは *capitulare* と呼ばれていない」という指摘は(Ganshof 1961, p. 13)、メロヴィング期とカロリング期の断絶の根拠とはなりえないという点にも注意が必要である。この点に関しても、司教カピトゥラリアに関する用語法をめぐって出されたポルニーの批判が当てはまるのである(2-(2)の用語についての部分を参照)⁶。さらに、メロヴィング期とカロリング期の断絶と連続を考える際には、アングロ・サクソンに由来する文書がカロリング期のカピトゥラリアの発展に影響を与えたという見解(Story 2003)も考慮に入れる必要があるものと思われる。

3 近年あらわれている新しいカピトゥラリア理解

3-(1)帰納的アプローチの提唱

カピトゥラリアの MGH 版には、内容の点でも形式の点でも多様なテキストが収録されている。形式の点に関しては、証書と区別されえないような形式性を備えたものもあれば、発布者や発布年を付さずに条項のみを提示するものもあり、「洗礼について」といった見出しのみのものも存在する。通常の条項と見出しのみの条項が一つのカピトゥラリア内部に混在している事例すらも見られるのである。規定されている内容も多岐にわたっている。罰則とともに不法行為を禁じる規定や、商業・農業・軍事に関する規定に加え、伯や司教、国王巡察使ら官職保有者に対する指示、教会関係の規定、さら

⁶ なお、司教カピトゥラリアと国王カピトゥラリアの区別の根拠として *capitulare* の語で呼ばれているかどうかを尺度としたモルデクであるが、メロヴィング期のカピトゥラリアが *capitulare* と呼ばれていないことは重視していない様子である。

には「他人に酒を強要してはならない」といった道徳的な内容のものや、一般性を持たない個別事例の処理、次回の王国集会の日取りに至るまで、様々な内容の条項がみられ、しかもこれら多様な内容の条項群が一つのカピトゥラリア内部に混在してあらわれることもまれではない。

しかし、カピトゥラリアに取り組んだ研究者のほぼすべてがこのような多様性を強調しながらも、カピトゥラリアという史料類型が存在したことを長い間疑ってこなかった。確かに、MGH 版に含まれるテキストにカピトゥラリアとみなすべきではないものが多く含まれることは指摘されてきたものの(Ganshof 1961, pp. 25f, Bühler 1986, pp. 406-414; Mordek 1995b⁷)、そのような指摘は、それ以外のテキスト群がすべてカピトゥラリアとして何らかの同質性を持っているとの前提を含意しているのである。その結果として、先行研究は一部のカピトゥラリアのみにあらわれる特質を、カピトゥラリアという史料類型一般にまで過度に一般化して把握する態度をとってきたのであった。このような態度への批判は以前から見られたものの(Siems 1992, pp. 433f)、特に重要なのは、一つ一つのテキストを個別に調査していくという帰納的なやり方を提唱するポコルニーの指摘である(Pokorny 1998, pp. 78f)。彼は、過度に演繹的であった先行研究を批判しつつ、カピトゥラリアの特質が無秩序や恣意的な形態にあるとの指摘だけで満足してしまう態度にも警鐘を鳴らしている。それぞれのテキストごとに、誰が誰に向けて語る形式をとっているのか、王に由来する規定がどのような経路を経て現存する形態に変形されたのか等を検討していく必要性を説くポコルニーの指摘は、カピトゥラリア研究にとって大いに重要であるが、現在に至るまでそのような作業が十分になされているとは言い難い。

3-(2)集会とカピトゥラリアの関係性の問い直し

カピトゥラリアの多様性に関連して、カピトゥラリアと集会の関係の問題も重要である。伝統的にカピトゥラリアは聖俗貴頭の同意を得て王国集会や教会会議で発布されたと考えられてきた。その根拠とされたのは、いくつかのカピトゥラリアに見られる記述やランス大司教ヒンクマルによる『宮廷組織論』である。しかしペッセルは、「集会のみがカピトゥラリア発布のための合法的かつ通常のコテキストであったとの想定を支持する同時代の証拠はない」とし、「国王巡察使 *missi dominici* 用のメモや集会のアジェンダだけでなく、詳細な規定を含むカピトゥラリアも集会外で出され得た」ことを強調している(Pössel 2006)。さらに彼女は、一つのカピトゥラリアが複数の集会の議論の産物である事例や、集会外での議論も考慮したうえで編集・抜粋が行われた後に初めてテキストが発布される事例の存在をも指摘し、カピトゥラリアが成立する状況の多様性を浮き彫りにした。このような成果を踏まえて、カピトゥラリアを法として捉える態度や、「立法が行われる場としての集会」とカピトゥラリアを無批判に前提・結合してきた先行研究の態度を強く批判しているのである。カピトゥラリアを法とみなすか否かの問題については、ペッセル以前にも非常に多くの観点から論じられているため、以下の4に詳細は譲ることとするが、ペッセルの指摘は5-(4)で紹介するカピトゥラリアと教会会議決議の関係性の議論に対しても大きな見直しを迫るものであり、きわめて大きな意義を持っている。

3-(3)成立・伝達・保管・筆写の各段階の区別

近年のカピトゥラリア研究においては、カピトゥラリアの成立・伝達・保管・筆写の各段階を区別して研究を行うことの必要性が指摘されている。1980年代以降のカピトゥラリア研究は、ボレティウスークラウゼ版への批判の結果として、カピトゥラリアを収録する写本の分析を行ってきた(以下の6を参照)。その結果として、これらの研究においては、無意識のうちに写本への受容後の段階のみを議論の対象とする傾向が強くあらわれていた。加納修はこのような先行研究の問題点を的確に指摘するとともに、テキスト成立の局面にも同時代のカピトゥラリア理解が反映されている可能性を強調している(加納 2004, p. 35)。各段階の区別の必要性は、強調点の置き方は異なるものの、加納以外の研

⁷ モルデクはカピトゥラリアを収録する写本目録の中で、彼がカピトゥラリアとみなしているテキストのみを太字で印刷しているが、その基準は必ずしも明確ではない。

研究者も指摘している。例えばパツォルドは、複数の伝来の突き合わせから再構築されたカピトゥラリアの原型 *Archetyp* は、テキストのそもそもの形態を示しているにしても、同時代の利用者が実際に見た形態(つまり写本に収録されている状態)とは異なっていたという点を重視する方向性を示している(Patzold 2007b, p. 334)。マキタリックも、カピトゥラリアのもともとの機能と、後の段階におけるその利用・保管が混同されてきたという研究史上の問題点を挙げ、両者を明確に区別して考察を行う必要性を述べている(McKitterick 2008, p. 232)。カピトゥラリアが、その成立段階、伝達段階、在地の保管段階、写本への収録段階それぞれにおいて、その役割も形態も変化しえたという点をしっかりと認識することは、今後カピトゥラリアをめぐる様々な問題を考える際に欠かせない視点であるといえてよい。しかしながら、カピトゥラリアの法的効力の問題や伝達・保管の問題を考察してきた従来の研究はこの点を十分に認識できていなかったため、これまで行われてきた議論の多くは再検証が必要であると言わざるを得ない。なお、写本収録後の再筆写の段階でもテキストの改変が行われ得ることを明らかにしたシュミッツの研究もこの問題に関連して重要である(Schmitz 1991)。

3-(2)でも紹介したペッセルの研究(Pössel 2006)も、この問題について重要な知見を提示している。彼女はカピトゥラリアに含まれる一つ一つの規定の受け手が、カピトゥラリアテキスト全体の受け手とは同一でなかったという事例を示しているのである。例えば、818/9年の一連のカピトゥラリアは、伝達者たる司教・伯・巡察使やその他の貴顕が用いるものであったが、そこに含まれる条項には、伝達者である彼ら自身に向けられたものと、彼らを通じて内容を知ることとなるその配下の者や一般信徒に向けられたものが混在しているのである。司教カピトゥラリアの史料論の巻でも、テキスト全体が誰に向けられているのかと、個別の規定内容が誰に向けられているのかといった点が強く意識されたうえで、この史料を類型化する事が試みられている(Pokorny 2005)。このような動向を踏まえるならば、カピトゥラリアという史料は、当時の政治コミュニケーションの過程の中に位置づけて考察される必要があるということが分かるだろう。

3-(4)時代ごとの変化の指摘

カピトゥラリアはカロリング期全体を通じて一様に出され続けたわけではないと考えられている。ボレティウス・クラウゼの MGH 版に収録されたカピトゥラリア数を見てまず得られる印象は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期前半がカピトゥラリアの最盛期であり、カロリング後期には西フランク王国を除いてほとんどカピトゥラリアが出されなくなったというものである。カロリング後期に関して特に目立つのは東フランクにおけるカピトゥラリアの不在である。その理由はリテラシーの低さや東西における国制の違い、王権の基盤の違い、伝存状況の違いなど様々な点に求められてきたが、この問題はいまだに満足いく回答を与えられていないといえてよい(Hartmann 1989, pp. 299; Hartmann 2002, p. 10, pp. 150-152; Deutinger 2006, pp. 395f; Goldberg 2006, p. 210, pp. 228f; Innes 2007, p. 513)。

また、「カピトゥラリアの最盛期」と見られてきた時代の中でも変化が指摘されている。例えばシュミッツは、フランク王国における内戦開始の直前にあたる 829 年にカピトゥラリア活動の一つの断絶を見ている(Schmitz 1986; Schmitz 1990)。800年のシャルルマーニュの皇帝戴冠を境に、カピトゥラリア活動が活発になったという点は繰り返し指摘されており、多くの場合帝国理念との関連で説明がなされている(Bühler 1986, pp. 395f; Mordek 2000, pp. 16-18; Buck 2002; Costambeys, Innes and MacLean 2011, p. 183)。

この点に関して近年、皇帝戴冠以降の数の増大を疑うとともに、それ以前のカピトゥラリアの重要性をより大きく見積もる見解をマキタリックが提示しているが(McKitterick 2008, pp. 234-243)、これに対してはハルトマンによる批判もある(Hartmann 2010, pp. 20-22)。ここでは、マキタリックによる先行研究への批判とハルトマンによるその批判いずれもが、カピトゥラリアの「数」を問題にしている点が興味深い。MGH 版に含まれるテキストの数を単純に比較する方法がもはや維持できないという点では、両者の見解は一致していると思われるのである。MGH 版に含まれているテキスト群が同質のものではないことが指摘されていることを考えれば、一つ一つのテキストの性質や重要性を丹念に分析

することなく「カピトゥラリア数」の増減を単純に比較することは無意味であろう。この問題については、過去のカピトゥラリアが後の君主にも参照・再利用されていたことを指摘して、カピトゥラリア数の減少から君主の統治活動の衰退を結論する態度を批判するデ・ヨングの指摘も示唆的である(de Jong 2009, p. 53)。

また、カロリング期を通じてカピトゥラリアの領域において一定の変化が存在したことに対する指摘も重要である。例えばシャルルマーニュ期に見られたほどの多様性は、シャルル禿頭王のカピトゥラリアには見られないという点がしばしば指摘されている(Ganshof 1961, pp. 66-70; Mordek 1986a)。この点については両君主の権力基盤の違い(基盤の弱い君主は形式性の高い文書が必要との想定)やリテラシーの観点などから説明が試みられてきたものの、そもそもシャルル禿頭王のカピトゥラリアに対する包括的研究の不在もあって、十分な議論が行われているとは言い難い。シャルルマーニュ期のカピトゥラリアに当てはまるものがシャルル禿頭王期のものに当てはまるとは限らないという点の指摘(Buck 1998, pp. 7f; McKitterick 2008, p. 232)は重要であるが、次にあげるパッツォルドの指摘を踏まえるのであればむしろ、シャルルマーニュ期のものとシャルル禿頭王期のものがカピトゥラリアという同一類型に属しているという大前提すらも疑ったうえで考察を行う必要があるものと思われる。

3-(5)カピトゥラリアという類型自体への疑い

ここまで紹介してきた動向からも明らかなように、カピトゥラリアが一様な解釈を許さない史料類型であるという考え方は、すでに一部の研究者によって共有され始めている。この傾向を最も推し進めたのが、パッツォルドである(Patzold 2007b)。ボレティウスが「一般巡察使勅令」と名付け、ガンスホーフ以降は「プログラム勅令」や「綱領勅令」と呼ばれてきた 802 年のカピトゥラリア (MGH 版の Nr. 33) の分析を行ったパッツォルドは、これが従来想定されてきた形で一つのカピトゥラリアとして発布されたものではないという、全く新しい結論を導いた。集会の決定が勅令のごとくカピトゥラリアとして発布されるという伝統的イメージから離れ、国王を中心とする協議の成果が様々な形で文字化され、それが写本に収録され、現在我々が手にする形のテキストが成立するまでの過程を丹念に考察する彼の手法は大きな妥当性を持っていると思われる。パッツォルドは、カピトゥラリアとみなされてきたものの中には、国王と貴顕たちとの協議の様々な段階で生じたテキストが含まれており、多くの場合それらのテキストを文字化したのも宮廷ではなかったということを指摘している(Patzold 2007b, p. 334)。そのような考察の結果として、「カール、ルイ、そしてフランクの貴顕達は、中世学者の専門概念の意味におけるカピトゥラリアを自分たちが作っていたということを知らなかった」、「我々はカピトゥラリアを一つの類型として考えるべきではない。むしろ一つ一つのテキストの規範性を個別に評価すべきである」(Patzold 2007b, S. 349)という指摘がなされているのである。

加納修は「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか」との問いを立て、「メロヴィング期のカピトゥラリア」とみなされてきた文書群が定まった形式を持った「国王から役人への命令を記した文書」であることを明らかにし、それらは形式の多様性が顕著なカロリング期のカピトゥラリアとは根本的に異なるものであるとの結論に至った。加納の指摘は、従来「メロヴィング期のカピトゥラリア」とみなされてきた文書群が、カロリング期のものとは異なる一史料類型として把握できる可能性を示した点で重要である。他方で、現在の研究状況を考慮するならば、多様性が顕著なカロリング期のカピトゥラリアがそもそも一史料類型として把握可能なのかもまた問われなくてはならない。ガンスホーフの立てた「カピトゥラリアとは何か」という問いに取り組むのではなく、「カロリング期にカピトゥラリアはあったのか」を問うことが今後の課題となるのである。

「カロリング期にカピトゥラリアはあったのか」を問う場合重要となるのは、3-(4)で言及した、時代ごとの変化であると思われる。パッツォルドはカロリングの君主たちが「カピトゥラリア」という史料類型を知らなかったと述べる際に、「カール、ルイ」には言及するものの、彼らの伝統を引き継いでカピトゥラリアを発布したと考えられてきたシャルル禿頭王の名前は挙げていない。彼が意図的にシャルル禿頭王に言及していないのかどうかははっきりしないものの、シャルル禿頭王時代になると、同

時代人の間でもカピトゥラリアを一史料類型として理解する態度があらわれてきたことを想定させる要素がいくつか見られる点は考慮に入れるべきである(津田 2012)。いずれにしても、シャルル禿頭王のカピトゥラリアに対する研究が十分に進められていない現在において、この問題について明確な結論を出すことは困難であり、さらなる研究の進展が求められる。

4 カピトゥラリアは法なのか

4-(1)カピトゥラリアを法とみなさない見解

長い間、カピトゥラリアは国王の立法活動の所産であると見なされてきたため、その法的効力の問題が議論の対象とされてきた。しかし、1980年代ごろから、カピトゥラリアを法とみなさない傾向があらわれてきた。ハニッヒは、カピトゥラリアが現実に適用されることを目指した法ではなく、王権によるイデオロギー装置・プログラム文書にすぎないとの見解を提示した(Hannig 1982)。カピトゥラリアに含まれる内容を王権が全く実現しようとしていなかったという考え方は多くの批判をあびているものの、カピトゥラリアを法とみなす従来の研究の大前提を疑った点は大きな意義を持っている。

カピトゥラリアと現実の関連性についても多くの議論が行われてきた。例えばフェルテンは、カピトゥラリアに見られる規定内容を単純に当時の実態と同一視してきた過去の研究手法に警鐘を鳴らしている(Felten 1993, pp. 181f)。カピトゥラリアは王権の望むプログラムを示したにすぎず、現実にはほとんど有効性を持たなかったという考え方は根強いが(Vanderputten 2001; Zimpel 2004)、個別事例においてはカピトゥラリアに見られる規定が現実に影響を与えていることも指摘されている(Mordek 1986a, pp. 44-47; Hartmann 1992; McKitterick 1993, p. 9; Freund 2004, pp. 317-333)。また、しばしばカピトゥラリアが有効性を持たなかった根拠とされてきた同一内容の規定の繰り返しについても、異なる解釈があらわれている(Siems 1992, p. 446; Hartmann 1997, p. 186; Patzold 2005)。2011年にはハニッヒ以来の議論を総括しようとする試みも見られたが(Costambeys, Innes and MacLean 2011, pp. 183-194)、3で紹介した近年の動向を十分に取り入れたうえでこの問題をとらえ直すことは、今後の課題として残されたままである。近年の動向を踏まえるならば、カピトゥラリア一般について、プログラムなのか、イデオロギー文書なのか、実際の適用を見越した法なのかを問うことはもはや無意味である。一つ一つのテキストについてその性格が異なる可能性を考えなくてはならないのである。この問題に関しては、カピトゥラリアの実効性を評価する従来の手法そのものの問題点を示したジームスの指摘も重要である(Siems 1992, p. 445)。

カピトゥラリアに見られる道徳的・訓戒的内容を強調する論者たちも、ハニッヒとは異なる形で、カピトゥラリアを法とみなす態度を批判している。カピトゥラリアの成立における司教層の役割の大きさや、教会関係の史料とともにカピトゥラリアが写本に収録されている事例は、早くからマキタリックやビューラーによって指摘されており(McKitterick 1977; Bühler 1986)、クレッシェルも早い段階でカロリング期のカピトゥラリアの宗教的性質を指摘していた(Kroeschell 2008 [初版 1972])。しかし、カピトゥラリアが宗教的要素を強く打ち出した史料であるという理解が研究者一般にまで共有されるようになったのは、当時のカピトゥラリア研究の第一人者であったモルデクがこの点を繰り返し強調したことに由来するといつてよいだろう(Mordek 1986a, p. 27; Mordek 1991; Mordek 1996a, p. 34)。この指摘を出発点として、シャルルマーニュ期までのカピトゥラリアを分析し、その宗教的・訓戒的要素を強調したのが、モルデクの弟子ブックによる研究である(Buck 1997)。すべてのカピトゥラリアが宗教的要素によって特徴づけられているわけではないという点には注意が必要であるが、カピトゥラリアが(近代的意味での)法のみを定めた史料類型ではないという点に関しては、ほぼすべての研究者が一致して認めており、カピトゥラリアを法制的に扱ってきた従来の研究手法は大きな見直しを迫られることとなっている。

4-(2)「同意」定式の問題

一部のカピトゥラリアに見られる「同意」の位置づけも長い間議論されてきた問題である。聖俗貴頭

の「同意」を得て君主が規定を發布したということを明言するこの定式は、様々な議論を巻き起こしてきた。古くは「同意」を行うのが貴族層のみなのか人民すべてなのか問われ、そのような古典学説に基づいた国制理解が批判を受けたのちは、カピトゥラリアが法的有効性を獲得するために「同意」は不可欠な要素だったのか、貴頭は「同意」を拒絶することができたのかどうか争われ、シャルルマーニュ期とそれ以降(特にシャルル禿頭王期)において「同意」の位置づけが変化したのかも問題とされた(Gansof 1961; Hägermann 1976; Hannig 1982; Bühler 1986; Nelson 1986; Campbell 1996)。カピトゥラリアに見られる「同意」の文言の解釈は、統治行為における君主と聖俗貴頭の力関係の問題と結び付けられたため、カピトゥラリア研究の枠組みを超えてフランク王国の国制理解にとっても重要な問題とされてきた。カピトゥラリアに見られる「同意」から国制を理解する試みについては、ヘヒベルガーによる研究史の概観が有用である(Hechberger 2005, pp. 212-214)。

近年の国制史研究の傾向としては、王権が聖俗貴頭層の協力を得て統治を行っていたとする「同意に基づく統治」が強調されている(Apsner 2006; Deutinger 2006; Patzold 2007a)。ここで注意すべきは、「同意に基づく統治」の問題とカピトゥラリアに見られる「同意」定式の法的効力の議論とは、さしあたり別の問題であるという点である。3でみたような近年の研究動向を踏まえるのであれば、カピトゥラリア一般に当てはまるような「同意」の法的性質を問うという、先行研究の問題設定それ自体が妥当ではないと考えるべきだろう。特に、3-(2)であげた集会とカピトゥラリアの関係性を見直しを踏まえるのであれば、すべてのカピトゥラリアが貴頭の「同意」を得て成立したという考えは維持できないものとなる。現在では「同意」定式の意義自体を低く見積もる態度が一般的になっているが(Siems 1992, pp. 437-439; Mordek 1996a, p. 34; McKitterick 2008, pp. 229f)、一部のカピトゥラリアのみに見られる「同意」定式の位置づけを考察したうえで、それをカピトゥラリア全体に一般化し、そこから当時の国制を読み取るという手法、または反対に、何らかの国制理解に基づいてカピトゥラリアの「同意」定式の位置づけを考察し、それをカピトゥラリア全体に一般化するという手法はどちらも妥当ではないといえる。しばしば先行研究は、この両手法を無意識的に混在させる形で、ある種の循環論法に陥っていた。この意味において、「同意」をめぐるなされてきた従来の議論の意義は、現在では大いに相対化されていると言わざるを得ないのである。

カピトゥラリアという史料類型全体に対する理解が大きく変化していることや、カピトゥラリアを法として捉えない近年の傾向を考えるなら、国制理解と「同意」定式の問題は一度切り離して考察する必要があると思われる。この点に関連して、「同意」の文言の解釈から離れ、カピトゥラリアに見られる規定を实践する立場にある聖俗貴頭がその実践に実質的に「同意」(文字の形の定式になるかどうかは問題とならない)することの重要性を強調する研究があらわれていることもここで指摘しておきたい(菊地 2012)。

4-(3)法制史的視点を離れる必要性

ここまで紹介してきた研究の流れを見れば、カピトゥラリアを法制史的に議論してきた従来の問題設定の非妥当性は明らかである。「国王のバン権力」、「国王による口頭での発布行為」、「規定の文字化」、「聖俗貴頭の同意」のどの要素がカピトゥラリアに法的有効性を与えるのか、または「カピトゥラリアの規定は君主が変わると法的有効性を失うのか」といった問題は、長い間様々な形で議論されてきた。しかしながら、「他人に酒を強要してはならない」といった類の道徳的規定の場合、その法的有効性の源泉を論じることが無意味であることは自明である。上で挙げた問題設定は、すべてのカピトゥラリアに当てはまるものとはなりえないのである。

他方、規定の文字化の意義に関しては、さらなる議論が必要であると思われる。現在では「口頭による伝達と文字にされた規定は相補的役割を果たした」との見解が通説の位置を占めているが、このような一般的陳述で満足してしまっただけでは、当時の実態を具体的に把握することはできない。ここでも、カピトゥラリア一般に妥当する回答を得ることを目指すのではなく、個別事例ごとに考察を行っていくことが重要なのである。また、規定が文字の形で確定されることが明らかに重要視されている事例

がいくつか見られることは以前から指摘されていたものの(McKitterick 1989; Mordek 1996a)、そこから「カピトゥラリアにおける文字化の重要性」や「文字利用の広範な広がり」を一般的な形で結論して満足するのではなく、どのような事例において文字化が重視されたのか、時代ごとに何らかの変化がみられるのかといった視角から分析を行うことが求められているのである。なお、モルデクは図像史料を用いたユニークな研究を発表しており、同時代人が法が文字化されることの重要性を認識していたことを示している(Mordek 1995a)。議論は必ずしもカピトゥラリアのみに関係しているわけではないが、規定の文字化の問題を考える際に重要な示唆を与えるものである。

5 カピトゥラリアを類型化する試み

5-(1)MGH 版の編者ボレティウスによる 3 分割の試み

現在用いられている MGH 版の編者ボレティウスは、自身の学説に基づいて、カピトゥラリアを独立勅令 *Capitula per se scribenda*、部族法典付加勅令 *Capitula legibus addenda*、巡察使勅令 *Capitula missorum* の 3 類型に分類した。MGH 版に収録されているカピトゥラリアのタイトルは多くの場合この分類に即して編者が付したものであり、同時代のものではない。ボレティウスの学説は、カピトゥラリアが勅令であるということが大前提としたものであり、それぞれの 3 類型を法的通用力の点で分類している。彼によれば、部族法典付加勅令はその名の通り部族法典を補充するための勅令で、その発布や廃止の際に当該部族ないしその代表者たる貴族層の同意が必要となるという点で、人民法に相当する。それに対して独立勅令は王法であり、国王が罰令権に基づいて単独で発布・廃止することができる勅令にあたる。巡察使勅令は、国王巡察使に与えられる命令を含んでいるものを指す。

ボレティウス式の種類において特に重要なのは、部族法典付加勅令と独立勅令が、内容、成立手続、効力すべてにおいて完全に異なるものとして理解されている点である。この分類はその後多くの批判を受けており、特に王法と人民法を対立的に把握するという学説の核となる部分は完全に否定されたといつてよい。ボレティウス学説とその批判については大久保が詳細に取り上げているため、ここでは扱わない(大久保 1965; 大久保 1968a; 大久保 1968b; 大久保 1968c)。

ガンスホーフは、この分類が留保付きで認められているとしつつ、ボレティウス式の種類が当てはまらない、混合勅令 *Capitularia mixta* というカテゴリーも想定する必要性を述べている(Ganshof 1961, pp. 28-31)。また、ガンスホーフはボレティウス式に代わる分類法として、「立法行為」にあたるカピトゥラリアと「一般的行政行為」にあたるカピトゥラリアの区別を提唱した(Ganshof 1961, pp. 119-123)。しかしガンスホーフによる分類も同時代のありかたに即したものではなかったため、即座に批判をあびる結果となっている(Eckhardt 1962)。現在ではボレティウス学説は完全に否定されているとの考え方が欧米では一般的である(Campbell 1996, pp. 28f)が、ボレティウスの提示したすべての論点が完全に議論されつくしたわけではないとの指摘もある(Wormald 1997, p. 106)。また、我が国においては、定評ある概説書がボレティウス式の種類法を記載し続けていることもあり、彼の学説はいまだに影響力を持ち続けているといつてよい(ミッターイス=リーベッヒ 1971; 佐藤 2005)。

ボレティウスが提示した形で彼の分類が完全に復権することは想像しがたいが、この分類は現在でもいくつかの点で有益であり続けている。そもそも巡察使勅令とそれ以外のカピトゥラリアの区別は、一つ一つのカピトゥラリアテキスト自体の受け手が誰であったのか、テキスト自体の機能がどのようなものだったのかといった問題を考える際には有効な切り口となるのである。

また、部族法典付加勅令と独立勅令の区分もいまだに多くの論点をかかえている。人民法と王法としての理解はもはや不可能であるにしても、一部のカピトゥラリアが明確に部族法典への付加をうたっていることは紛れもない事実であり、その意義が十分に解明されているとは言えないのである。近年の研究は部族法典とカピトゥラリア両方を収録する写本の分析からこの問題にアプローチしている(Bühler 1986; Wormald 1999)。しかし彼らが分析対象とする写本には、部族法典付加勅令以外のカピトゥラリアも区別なく収録されているため、問題とされるのはカピトゥラリア一般と部族法典の関係となり、付加勅令とそれ以外のカピトゥラリアの関係性が問われることはなかった。ビューラーはこ

のような写本の構造を根拠に、部族法典付加勅令と独立勅令を区別することの無意味さを強調しているものの、写本に収録される以前の段階において付加勅令とそれ以外のカピトゥラリアが区別されていた可能性があることを考慮すべきだろう(3-(3)成立・伝達・保管・筆写の各段階の区別の所を参照)。カロリング期の君主たちが、一部のカピトゥラリアについて、「それを *lex* とみなすように」と明言していることを考えるのであれば、カピトゥラリアの中には *lex* に相当するものとそれ以外のものがあったことが十分に推測できる。その意味では部族法典付加勅令とそれ以外のカピトゥラリアの関係性の問題はいまだに一定の重要性を持っていると見てよく、さらなる研究が必要とされているのである。拙論(津田 2012)においてもこの問題に関する考察と展望をまとめたのでご参照いただきたい。

この問題に関しては、モルデクも「レーゲスとカピトゥラリア」と題する論考を発表している(Mordek 1996b)。ただしここでは、部族法典とカピトゥラリアの関係性自体は考察の主たる対象とはされておらず、議論は法典に見られる規範の現実に対する影響力の問題に向かっている。この問題に関して近年の重要な研究はパッツォルドのものである(Patzold 2005)。パッツォルドはシャルルマーニュとルイ敬虔帝の部族法典付加勅令を分析する中で、法典への付加活動の不自然さ・一貫性のなさを、口頭社会から文字に根差した社会への変革期に特有のものであるとの結論を得ている。民俗学の成果を取り入れたこのような解釈が、単純にカロリング期に当てはめられないということは、パッツォルド自身も認めているものの、カピトゥラリアを法制史的に扱わない近年の研究動向を十分に踏まえたうえで考察が行われており、多くの点で示唆的な研究であるといえる。

5-(2)内容に即してカピトゥラリアを聖俗に分類する試み

ボレティウス式の分割法と並んで、聖俗にカピトゥラリアを二分する試みも古くから提唱されてきた。聖俗にカピトゥラリアを分ける方法は819年のカピトゥラリアにおいてルイ敬虔帝が採用しており、カピトゥラリア蒐集を作成したアンセギスもこの分類法を用いていることから、ガンスホーフはルイ敬虔帝時代以降この区別が明確になったと考えている(Ganshof 1961, pp. 27f)。しかし、ガンスホーフ自身も認めているように、ルイ敬虔帝時代以降でも聖俗両方の内容を含むカピトゥラリアが存在しており、このような見解は現在ではほとんど支持されていない。確かに一部のカピトゥラリアは、教会関係の事項のみ、または世俗関係の事項のみを対象としているものの、大多数は聖俗に明確に区分不可能な、混合勅令 *capitularia mixta* としか呼ばれないものなのである。

5-(3)適用範囲を手掛かりにした分類

適用範囲に応じてカピトゥラリアを区分する考え方も見られる。多くのカピトゥラリアは王国全土を対象としていたとされるが、中には併合されたばかりの地域や特定の副王国のみを対象としたものがあると考えられているのである(Mordek 2000, pp. 3f)。研究においてはとりわけイタリアのみを対象としたカピトゥラリアの存在が強調される傾向にある(Ganshof 1961, pp. 31-34)。モルデクはシャルルマーニュ期初期におけるイタリアを対象としたカピトゥラリアを網羅的に再検討した研究(Mordek 2005b)において、従来「イタリアのみを対象としていた」と考えられていたカピトゥラリアの中にも、王国全土に向けたものが含まれていることを明らかにし、初期にはイタリアに対しても王国全土向けのカピトゥラリアが適用されており、その次の段階になって初めてイタリアのみを対象としたカピトゥラリアが出され始めたということを示した。この問題を考える際に重要なのは、伝来状況とカピトゥラリアの適用範囲が必ずしも一致していないことの指摘である(Mordek 1986a, p. 40; Mordek 2005b, pp. 14f)。カピトゥラリアの成立段階においては特定の地域のみに向けて出されていたとしても、伝来、保管、写本への収録といった過程の中で、そもそもの適用地域外にも規定が知られることがありえたのである。このことは、発布段階で意識されていた適用地域の限定が、再筆写や写本への収録段階においては必ずしも意識されなくなっていた可能性も示唆している。これを踏まえるなら、カピトゥラリアの適用範囲を過度に絶対的なものとして把握する態度は慎まなくてはならない。3-(3)で指摘したように、ここでも発布段階と伝達、保管、写本への収録段階は明確に区別して考える必要がある。

5-(4)カピトゥラリアとその他の類型との区別について

どの範囲のテキストをカピトゥラリアに含めるかについても、研究史上議論が交わされてきた。まず問題とされるのは、司教カピトゥラリアである。2-(1)で紹介した定義からもうかがえるように、ビューラーは司教カピトゥラリアも国王や皇帝のカピトゥラリアと同じ範疇の中で理解しようと試みている (Bühler 1986)。それに対してモルデクは、扱われる主題が教会関係のもののみである点、発布者が司教である点、法的効力の源泉が異なる点、司教カピトゥラリアが同時代に *capitulare* と呼ばれない点、対象が司教区の聖職者のみに限定されている点を挙げ、国王のカピトゥラリアとは大きく異なる史料類型であることを強調している (Mordek 1986, pp. 26f)。しかしながら、すでに 2-(2)で指摘したように、*capitulare* と呼ばれていないことはこのような議論の論拠としては妥当ではない。また、そもそも発布者が司教である点で国王カピトゥラリアと異なっているということについては、ビューラーも十分に認識しているのであり、両者の見解の違いは、差異と類似性のどちらを強調するのかという次元のものであるとも思われる。この問題を論じる他の研究者たちの議論を見ても、各論者ごとに強調点の置き方が異なっているとしても、カピトゥラリアと司教カピトゥラリアの形式・内容における類似、発布主体と適用範囲の違いの両方を指摘するという点においては一致が見られるのである (Buck 1997 pp. 26f, p. 31, pp. 36f; Siems 1992, pp. 435f; 加納 2004, pp. 33f; Patzold 2008, p. 61)。

しかし、カピトゥラリアを法とみなさない近年の研究動向を踏まえるならば、モルデクや他の多くの論者が指摘する「法的効力の源泉」や「適用範囲」の違いを、司教カピトゥラリアと国王のカピトゥラリアの区別の根拠として強調する態度はもはや維持できないと思われる。司教カピトゥラリアに対する史料論研究を出したポコルニーは、国王のカピトゥラリアや教会会議決議と司教カピトゥラリアの類似性を強調しており、個別の条項レヴェルの内容、形式においてはこれらの類型間の差異を認めていない (Pokorny 2005, pp. 39f)。彼はこの問題を論じる際に、「法的効力」や「適用範囲」を重視しておらず、司教カピトゥラリアと国王のカピトゥラリアとの違いは、発布者と規定内容の射程のみであると述べるのである。事実司教カピトゥラリアは、発布された司教区外の写本に収録されている事例も多く、一部の写本においては国王のカピトゥラリアや教会会議決議と全く区別されずに並列されている。3-(3)で指摘した成立・伝達・保管・筆写の各段階の区別を踏まえるならば、テキストの成立直後には存在したかもしれない「法的効力の源泉」や「適用範囲」に対する意識が、写本に収録される段階まで一貫して存在し続けたとの想定は捨てるべきであろう。この点については拙論 (津田 2012)でも指摘したので参照いただきたく思う。

司教カピトゥラリアと国王のカピトゥラリアの区別に関して指摘したことは、そのままカピトゥラリアと教会会議決議の関係にも当てはまる。ここでも、各段階を区別して考察を行うことが重要なのである。司教カピトゥラリアと同様に、規定内容においてもカピトゥラリアと教会会議決議の類似性が多い研究者によって指摘されており、一部の写本で教会会議決議が国王のカピトゥラリアと区別されずに収録されている点も司教カピトゥラリアと同様である。しかしながら、少なくとも発布者の点で明確に区別が可能であった司教カピトゥラリアの場合と違い、カピトゥラリアと教会会議決議は、成立段階においても明確に区別することができないため、問題は単純ではない。多くの研究者が、カピトゥラリアの成立する場所が王国集会ないしは教会会議であったことを想定してきたためである (Ganshof 1961, pp. 41-50; Hägermann 1976; Mordek 1986a, pp. 28f; Buck 1997 p. 35; Innes 2007, p. 429; Nelson 2001 pp. 77f)。

いくつかのカピトゥラリアが、教会会議や王国集会ではなく、国王(皇帝)周辺の比較的小規模なサークル内で成立したことは以前から指摘されていたが、3-(2)で紹介したペッセルの研究 (Pössel 2006) の登場により、教会会議(王国集会)とカピトゥラリアの関係性は根本的な見直しを迫られることとなった。カピトゥラリアを法として捉えない近年の動向もあわせて考慮するのであれば、「教会会議(王国集会)の決議が国王の承認を経てカピトゥラリアとして発布されることで法的効力を得る」などという、先行研究にしばしば見られた単純な理解はもはや維持できない。

また、先行研究が、教会会議や王国集会についての理解が不十分なままに議論を行ってきたことも

大きな問題であった。近年カロリング期の集会のあり方については新しい方向性が提示されており(Reuter 2001; Airlie 2003; Eichler 2007)、それを踏まえたうえで、拙論では、同時代、特にシャルルマーニュ期〜ルイ敬虔帝期においては、どの集会を「教会会議」とみなすのかについて一致した理解が存在していなかったこと、カロリング期を通じて「教会会議」理解が変化していき、ヴェルダン条約後になると聖職者のみの集会が「教会会議」として他の集会とは別個の存在であるとの意識が明確になってくることなどを明らかにした(津田 2008; 津田 2010; 津田 2011)。この点を踏まえるならば、少なくともカロリング期前半に関しては、教会会議決議とカピトゥラリアの関係性を問うという問題設定自体が意味をなさないのである。また、3-(5)で紹介したカピトゥラリアという類型自体への疑いを考慮に入れるなら、我々が行うべきは、「教会会議決議」や「カピトゥラリア」という史料類型の存在を前提とせず、時代ごとの集会認識の変化を踏まえたうえで、各種の集会における(または集会外での)決定の文字化について、個別事例を検討していくことであろう。

6 カピトゥラリアを収録する蒐集や写本の研究

6-(1)カピトゥラリアの伝存形態と写本研究

カピトゥラリアはすべて発布後一定期間を経たのちに作成された写本の中で伝来しており、「原本」は伝存していないとされている。ボレティウスークラウゼ版の不備が指摘されてきたこともあり、1980年ごろから、カピトゥラリアを収録する写本の分析が盛んに行われてきた。

写本を用いた研究としてまず言及すべきは、「司教手引書」と呼ばれる写本の中にカピトゥラリアが収録されていることを明らかにしたマキタリックの研究(McKitterick 1977)である。当該研究における写本の取り扱いに対しては、ハルトマンによる手厳しい批判もあるが⁸、カピトゥラリアの伝存する文脈が必ずしも法的なものではないという点を明らかにしたことで、マキタリックの研究はその後のカピトゥラリア研究に大きな影響を与えたといつてよい。彼女はその後も写本の分析に基づいた研究を発表し、全体としてカロリング期の文書行政能力やリテラシーの高さを強調する方向性を打ち出している(McKitterick 1980; McKitterick 1989; McKitterick 1993)。

すでに5-(1)の所でも紹介したビューラーの研究は、まとまった量の写本を分析対象とした初めての研究であり重要である(Bühler 1986)。なお、ビューラーもマキタリックも教会関係の史料とカピトゥラリアが結合して伝来する事例を分析して、教会人の関わりを強調する点では一致しているものの、部族法典とカピトゥラリアが結合されて伝えられている写本の位置づけについては意見を異にしている。ビューラーがそれらを過去の立法との系譜を強調するために作成されたものと考え、実務における使用を想定しないのに対し、マキタリックはそれらの実用性を強調しているのである(McKitterick 1993, pp. 40-60; McKitterick 2008, pp. 277f)。

現在では、モルデクによりカピトゥラリアを収録した写本が網羅的に目録化されたことで(Mordek 1995b)、「手引書写本」や、部族法典とカピトゥラリア群を収録した写本だけでなく、他の史料の中にカピトゥラリア一点のみが単独で収録される事例や、純粹にカピトゥラリアのみを集めたごとき事例など、多様な伝存形態の存在が明らかになり、この分野の研究もさらなる進展が期待される。部族法典とカピトゥラリアを結合して伝える写本については、モルデクの目録を活用してウォーマルドがより詳細な分析を行っている(Wormald 1999, pp. 30-92)。ウォーマルドの分析対象は‘Law books’であるため、「手引書写本」は検討の対象外となっているが、この段階までの先行研究を十分に消化した議論は多くの点で有益であり、とりわけフランク王国の南北における法意識・法慣行の差異を写本の分析から明らかにしている点が重要である。また、4-(1)でも紹介したブックの研究(Buck 1997)も、モルデクの目録を用いて、789年一般訓令の伝存写本すべてを分析対象に詳細な考察を行ったものである。また、モルデク自身も同時代のカピトゥラリア蒐集とそれを収録する写本についての概観を提示している(Mordek 2000, pp. 1-55)。

⁸ *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 35, 1977, pp. 286f.

9世紀末から11世紀中ごろまでのカノン法収集写本におけるカピトゥラリアの受容を対象としているコアルの研究もここで言及すべきであろう(Koal 2001)。対象となるのはカロリング期に続く時代の写本であるため、カロリング期におけるカピトゥラリアのあり方についてを論じた研究ではないが、カピトゥラリアが教会法の文脈の中で影響力を保ち続けたこと、その種の受容がイタリア・フランスよりもドイツ地域に集中してみられることなど重要な知見を含んでいる。

カロリング期のものとしては例外的に蒐集の作者が分かっている数少ない事例の一つ、フェリエール修道院長ルプスによる『法の書』(ただし作者については異論もある)についても、ミュンシュによって重要な研究が発表された(Münsch 2001)。ミュンシュは、蒐集の作者をめぐる議論や、蒐集を贈られたフリウリ辺境伯エベラルドについて、蒐集の用途についてなど、先行研究において問題とされてきた諸論点をまとめるとともに、蒐集の見出し部分の版も提示しており、この蒐集に対する更なる研究を行うための基盤が作られたとあってよい。計画中の蒐集自体の新版刊行が待たれるところである。

6-(2) アンセギス蒐集とベネディクトゥス・レヴィタ蒐集

カロリング期のカピトゥラリア蒐集としては、フォントネル修道院長アンセギスによるカピトゥラリア蒐集(827年成立)と、アンセギス蒐集の継続という体裁をとっているベネディクトゥス・レヴィタのカピトゥラリア蒐集(通例「偽カピトゥラリア蒐集」と呼ばれる)が重要である。これらの蒐集が、収録されているカピトゥラリア数や伝存している写本数の多さという点で、その他のカピトゥラリア蒐集とは大いに異なっているためである。

アンセギス蒐集に関しては、現在知られている写本すべてを考慮に入れた新版がすでに刊行されており、版の前半に収録された詳細な史料論・解題部分を読むことで、研究史上の議論をたどることができる(Schmitz 1996)。シュミッツの詳細な論証により、この蒐集の性質をめぐって従来議論されてきた論点の多くは明確な形で決着することとなった。例えばこの作品が宮廷のイニシアチヴを受けて作成された「公式」の蒐集ではないという点については、もはや疑いをはさむ者はいないであろう。近年もこの問題に取り組む研究があらわれているが(Airlie 2009)、シュミッツの見解を根本から覆すような性質のものではない。なお、アンセギス蒐集の性質について、特にアンセギスが何を蒐集したのかの問題については、拙論において見直しを試みたのでご参照いただきたい(津田 2012)。

ベネディクトゥス・レヴィタのカピトゥラリア蒐集は、明らかに国王のカピトゥラリアではない史料も収録しており、多くの改竄も想定されることから「偽カピトゥラリア蒐集」とも呼ばれてきた。しかし、そのすべてが偽作であるというわけではなく、一部のテキストに関してはその価値の高さが強調されるなど、状況は単純ではない(Schmitz 2002; Schmitz 2004)。ベネディクトゥス・レヴィタ蒐集に関しては、シュミッツとルーカスが進めている新版の刊行プロジェクトの Web サイト(<http://www.benedictus.mgh.de/>)において概要を知ることが可能である。当該サイトではプロジェクトの進展に応じて、新版の草稿が順次公開されているだけでなく、写本情報や全文検索機能を含む旧版も無料で閲覧することができる。さらに、当該蒐集を論じた史料論研究論文も、20世紀初頭の E. ゼッケルのものからシュミッツ・ルーカス自身による最新のものまで PDF データの形で公開されているため、本稿では基本的にベネディクトゥス・レヴィタ関係の論文は文献目録には収録しなかった。

6-(3) カピトゥラリアの成立・伝達・保管

写本研究の進展と並行して、カピトゥラリアの成立・伝達・保管についての研究もなされてきた。この領域に関しては、すでに 3-(2)、3-(3)で紹介したペッセル(Pössel 2006)が新しい見解を提示しているものの、本稿の 3~4 にかけて紹介した新しい論点を踏まえうえで行われている研究はほとんど見られず、十分な研究がなされているとは言い難い状況が続いている。

これまでになされた研究のうちで重要なものとしては、モルデクの仕事(Mordek 1986a; Mordek 1996a)が多くの重要論点を網羅しており必読文献に相当する。また、実際のところ、成立・伝達・保管に関する情報を含んでいるカピトゥラリアはごく一部にすぎず、それらを網羅的に扱っているとい

う点においては、ガンスホーフの研究もいまだに重要性を失っていない(Ganshof 1961)。また、モルデクが新しく発見したテキストも、カピトゥラリアの成立段階に関する重要な情報を含んでいる(Mordek 1986b; Mordek 1990)。

「カピトゥラリアの成立について」と題する論文は、ヘーゲルマン(Hägermann 1976)のものとマキタリック(McKitterick 1993)のものがある。ただし前者は、カピトゥラリアに見られる「同意」の位置づけの考察が中心であり、カピトゥラリアの「文字化」それ自体を扱ったものではない。後者はいわゆる「レーゲス写本室」で作られた写本を分析したもので、その知見の重要性は高いものの、「カピトゥラリアの成立」段階の研究というよりは、写本への収録段階や伝存形態の研究に属するものである。また、モルデクの指摘する通り(Mordek 1996a, pp. 61-65)、マキタリックの分析対象においてカピトゥラリアが占める比率がそれほど高くない点にも注意が必要である。3-(3)で紹介した、成立・伝達・保管・筆写の各段階を区別する必要性の指摘を踏まえるのであれば、「カピトゥラリアの成立」段階に対する研究は大いに不十分であると言わざるを得ない。5-(4)の教会会議決議の問題の所でも述べたように、「カピトゥラリアの成立する場」と想定されてきた王国集会や教会会議のありかたを十分に理解したうえで、「カピトゥラリアの成立」段階を考察する視角が求められる。

一部のカピトゥラリアに、宮廷文書局におけるテキスト原本の作成・その複製・保管を想定できる文言がみられることは以前から指摘されてきたものの、一般に、カピトゥラリアテキストの筆写は、規定の受け手である集会参加者らの手によって行われたと考えられてきた。この問題に関しては、ネルソンがシャルル禿頭王の宮廷がカピトゥラリアの体系的保管を行っていたことを想定しており興味深い(Nelson 1986)。

規定の伝達についての情報もカピトゥラリア自体の中にはそれほど多くは見られないため、ほとんどの議論は、すでにガンスホーフが取り上げた事例の解釈をめぐってなされてきた(Ganshof 1961, pp. 89-102)。カピトゥラリアの中で、その伝達者として言及されているのは、大司教、司教、伯、貴頭、国王巡察使 *missi dominici* などであるが、大司教区制度や伯、国王巡察使に関する研究が不十分である現段階においては、カピトゥラリアの伝達についての研究も必然的に不完全なものにならざるを得ない。この問題に関して重要な研究としては、すでに何度か紹介したペッセル(Pössel 2006)のものに加え、新たに発見されたテキストから司教によるカピトゥラリアの内容の仲介を明らかにしたシュナイダーの仕事が挙げることができる(Schneider 2007)。また、我が国において、王権に発する民衆教化政策の在地への伝播という視点でなされた研究も、この問題についての重要な知見を有していると言ってよいだろう(多田 1995; 多田 1996; 津田 2005)。ゼムラーは 816 年の修道院改革の事例を対象に、宮廷文書局を中心としたテキストの成立、複製、保管、伝達の問題を総合的に分析している(Semmler 1960; Semmler 1963; Semmler 1996)。3 で紹介した近年の新傾向、特に 3-(4)で紹介した時代ごとの変化の可能性を考慮するのであれば、この問題に対しても、一般化を避け、各時代ごとに個別事例を調査し直す必要があることは明らかである。

7 結論にかえて

以上、カピトゥラリアをめぐる諸問題について近年の研究動向と様々な論点を紹介してきた。カピトゥラリアがかかえる論点の多様性を考えるならば、一つの「結論」をここで示すことは困難である。それでも、カピトゥラリアの理解が近年大きく変化していることは、本稿の記述から明らかにできたのではないだろうか。カピトゥラリアに関して伝統的に議論されてきた問題のほとんどは現在でも未解決の状態であるが、新しい研究動向を十分に踏まえたうえで、新たな視角からそれらの問題に取り組んでいくことが必要なのである。

初期中世史、特にカロリング期の研究者の多くが、カピトゥラリアを自身の研究において用いてきた。しかし、本稿 3 や 4 で紹介した新しいカピトゥラリア理解を踏まえるならば、カピトゥラリアをもとに描かれてきた歴史像は、場合によっては大きな見直しを迫られることとなるだろう。「シャルルマーニュが…年に定めたように、これ以降のフランク王国では…となった」などという素朴な利用が許

されないことはもはや言うまでもないが、問題はカピトゥラリアに含まれる内容と現実の関係という論点のみにとどまるものではない。先行研究は、カピトゥラリアの形式性、成立・伝達過程、発布数の増減、伝存写本数の分析から得られた知見をもとに、王権の統治能力、文書行政のありかた、文書局の能力、当時の人々のリテラシーといった、様々な領域に関する考察を導き出してきた。しかしカピトゥラリアが一史料類型であることすらも疑う見解があらわれている今、ごく一部の「カピトゥラリア」から得られた知見から、当時の状況一般を推測するような議論には、疑いを持って接しなくてはならないし、カピトゥラリアの成立・伝達・保管に関する一般的システムの存在を前提として考察を行うことは許されないのである。

MGHによる新版の刊行までにまだ相当の時間がかかることもあり、現段階では、「カピトゥラリアを用いた研究」を行うための準備が十分に整っているとは言えない。新版刊行を担当する研究者らは、その準備作業の中で近日中に多くの史料論的研究を公表することだろう。我々がまず行うべきことは、それら最新の動向をも十分に踏まえつつ、個別のテキストに関して史料論的研究を進めていく作業である。そのような作業が完了するまでは、カピトゥラリアを用いた研究の成果は暫定的な価値しか持ちえないのである。それでもカピトゥラリアを研究において用いる必要がある場合には、個別のテキストごとに、そもそもの性質、伝達過程、受用過程、写本での伝存状況などを逐一考察することが大前提となる。カピトゥラリア一般に対して先行研究が想定してきた性質が、個別のテキストにも当てまるとは限らないということを常に意識することが求められるのである。

文献目録

史料

Monumenta Germaniae Historica (ほとんどが www.dmgh.de にて無料で閲覧可能)

A. Boretius (ed.), *Capitula regum Francorum I*, Hannover, 1883

A. Boretius and V. Krause (eds.), *Capitularia regum Francorum II*, Hannover, 1897

G. Schmitz (ed.), *Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, Hannover, 1996

F. Maassen (ed.), *Concilia I, Concilia aevi Merovingici*, Hannover, 1893

A. Werminghoff (ed.), *Concilia II, Concilia aevi Karolini I und 2*, Hannover – Leipzig, 1906-1908

W. Hartmann (ed.), *Concilia III, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843-859*, Hannover, 1984

Idem (ed.), *Concilia IV, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 860-874*, Hannover, 1998

P. Brommer (ed.), *Capitula episcoporum I*, Hannover, 1984

R. Pokorny and M. Stratmann (eds.), *Capitula episcoporum II*, Hannover, 1995

R. Pokorny (ed.), *Capitula episcoporum III*, Hannover, 1995

Idem (ed.), *Capitula episcoporum IV*, Hannover, 2005

T. Gross and R. Schieffer (eds.), *Hincmarus De ordine palatii. Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi III*, Hannover, 1980

Web サイト

Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters

<http://www.digizeitschriften.de/dms/toc/?PPN=PPN345858735>

Jahresberichte des Präsidenten, *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*

<http://www.mgh.de/das-institut/jahresberichte/>

Die digitalen Monumenta Germaniae Historica (dMGH)

<http://www.mgh.de/dmgh/>

G. Schmitz V. Lukas (eds.), *Edition der falschen Kapitularien des Benedictus Levita*

<http://www.benedictus.mgh.de/>

'Capitularia regum Francorum', *Geschichtsquellen des deutschen Mittelalters (Caesarius Heisterbacensis - Czacheritz)*, 2009, pp. 14-17

<http://www.repfont.badw.de/C.pdf>

Regesta Imperii Online

<http://www.regesta-imperii.de/>

カピトゥラリアの現代語訳を含む文献

H. R. Loyn and J. Percival, *The Reign of Charlemagne. Documents on Carolingian Government and Administration*, London, 1975

P. D. King, *Charlemagne*, Lancaster, 1987

P. E. Dutton (ed.), *Carolingian Civilization*, New York and London, 1993

K. A. Eckhardt, *Die Gesetze des Karolingerreiches. 714-911*, Weimar, 1934

G. Tessier, '*Charlemagne*', Paris, 1967

上原専禄 「伝カール大王御料地令国訳嘗試」、小野武夫博士還暦記念論文集刊行会編『西洋農業経済紙研究』日本評論社、1948年、pp. 1-36

大久保泰甫 「カピトゥラリア」、久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法制史料選 II 中世』創文社、1978年、pp. 31-43

大谷啓治 「カール大帝 書簡集」、上智大学中世思想研究所編『中世思想原典集成 6 カロリング・ルネサンス』平凡社、pp. 145-152

ヨーロッパ中世史研究会編 『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年

河井田研朗 「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis) (七八九年)の試訳」、『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』第27号、2005年a、pp. 117-150

歴史学研究会編『世界史史料 5 ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』岩波書店、2007年

事典項目・教科書等

K. Kroeschell, 'Die Kapitularien (Kleine Quellenkunde III)', Idem, *Deutsche Rechtsgeschichte Band 1: bis 1250 13. Auflage*, Opladen, 2008 (1. Auflage 1972), pp. 69-82

H. Mordek, 'Kapitularien', *Lexikon des Mittelalters V*, München und Zürich, 1991, pp. 943-946

M. Parisse, 'Capitulaire', *Dictionnaire du Moyen Âge (2e édition)*, Paris, 2004, pp. 219

R. Schmid-Wiegand, 'Kapitularien', *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde 16*, Berlin and New York, 2000

G. Schmitz, 'Kapitularien', *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte 15*, Berlin, 2012 (刊行準備中)

T. M. Vann, 'Capitulary', *The Oxford Dictionary of the Middle Ages I*, Oxford and New York, 2010, p. 334

佐藤彰一 「統治・行政文書」、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』、2005年、pp. 199-228

ミッターイス=リーベッヒ (世良晃志郎訳) 「フランク時代の法源」、『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、1971年 pp. 137-153

研究文献(欧語)

- S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', P. S. Barnwell and M. Mostert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp. 29-46
- Idem, 'For it is written in the law': Ansegis and the writing of Carolingian royal authority', S. Baxter et al. (eds.), *Early Medieval Studies in Memory of Patrick Wormald*, Cornwall, 2009, pp. 219-236
- B. Apsner, *Vertrag und Konsens im früheren Mittelalter*, Trier, 2006
- J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751-918(924)*, Innsbruck, 1908
- E. Boshof, *Ludwig der Fromme*, Darmstadt, 1996
- P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, Turnhout, 1985
- T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio: Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitularienahen Texten (507-814)*, Frankfurt am Main, 1997
- Idem, 'Capitularia Imperatoria. Zur Kaisergesetzgebung Karls des Grossen von 802', *Historisches Jahrbuch* 122, 2002, pp. 3-26
- A. Bühler, 'Capitularia Relecta: Studien zur Entstehung und Überlieferung der Kapitularien Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', *Archiv für Diplomatik Schriftgeschichte, Sigel- und Wappenkunde* 32, 1986, pp. 305-501
- Idem, 'Wort und Schrift im karolingischen Recht', *Archiv für Kulturgeschichte* 72, 1990, pp. 275-296
- P. Campbell, 'Die Kapitularien. Entstehung und Bedeutung', K. Kroeschell et al. (eds.), *Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte*, Berlin, 1996, pp. 23-38
- C. de Clercq, *La législation religieuse franque. De Clovis à Charlemagne*, Louvain, 1936
- Idem, *La législation religieuse franque. De Louis le Pieux à la fin du 9^e siècle*, Antwerp, 1958
- M. Costambeys, M. Innes and S. MacLean, 'Governing the Empire', M. Costambeys, M. Innes and S. MacLean (eds.), *Carolingian World*, Cambridge, 2011, pp. 170–194
- P. Depreux, 'L'expression «statum est a domno rege et sancta synodo» annonçant certaines dispositions du capitulaire de francfort (794)', R. Berndt (ed.), *Das Frankfurter Konzil von 794*, Mainz, 1997, pp. 81-101
- R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich. Eine pragmatische Verfassungsgeschichte der späten Karolingerzeit*, Ostfildern, 2006
- Idem, 'Staatlichkeit im Reich der Ottonen', W. Pohl et al (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat - Europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp. 133-144
- D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, Hannover, 2007
- M. de Jong, 'The state of the church, ecclesia and early medieval state formation', W. Pohl and V. Wieser (eds.) *Der frühmittelalterliche Staat: Europäische Perspektive*, Wien, 2009, pp. 241-254
- W. A. Eckhardt, 'Was waren die Kapitularien?', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 79, 1962, pp. 237-241
- J. Ehlers, 'Strukturen früher Staatlichkeit. West- und Ostfrankenreich im Vergleich (9./10. Jahrhundert)', W. Pohl et al. (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat - Europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp. 89-97
- S. Esders, *Römische Rechtstradition und merowingische Königtum: zum Rechtscharakter politischer Herrschaft in Burgund im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997
- I. Fees (ed.), *Die Regesten des Westfrankenreichs und Aquitaniens. I Karl der Kahle 840 (823)-877. Lfg. I(840/823-848)*, Köln – Weimar – Wien, 2006.
- F. J. Felten, 'Konzilsakten als Quellen für die Gesellschaftsgeschichte des 9. Jahrhunderts', G. Jenal (ed.), *Herrschaft, Kirche, Kultur. Beiträge zur Geschichte des Mittelalters. Festschrift für Friedrich Prinz zu seinem 65. Geburtstag*, Stuttgart, 1993, pp. 177-201
- S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, München 2004

- F. L. Ganshof, *Recherches sur les capitulaires*, Paris, 1958
- Idem, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961
- M. Geiselhart, *Die Kapitulariengesetzgebung Lothars I. in Italien*, Frankfurt am Main - Berlin - Bern - Bruxelles - New York - Oxford - Wien, 2001
- J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817-876*, New York, 2006
- D. Hägermann, 'Zur Entstehung der Kapitularien', W. Schlögl et al. (eds.), *Grundwissenschaften und Geschichte. Festschrift für Peter Acht*, Kallmünz, 1976, pp. 12-27
- J. Hannig, *Consensus Fidelium. Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Königtum und Adel am Beispiel des Frankenreiches*, Stuttgart, 1982
- W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn – München – Wien – Zürich, 1989
- Idem, 'Rechtskenntnis und Rechtsverständnis bei den Laien des früheren Mittelalters', H. Mordek (ed.), *Aus Archiven und Bibliotheken. Festschrift für Raymund Kottje zum 65. Geburtstag*, Frankfurt am Main - Bern - New York - Paris, 1992, pp. 1-20
- Idem, 'Karl der Grosse und das Recht', P. L. Butzer (ed.), *Karl der Grosse und sein Nachwirken. 1200 Jahre Kultur und Wissenschaft in Europa*, Turnhout, 1997, pp. 173-192
- Idem, *Ludwig der Deutsche*, Darmstadt, 2002
- Idem (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, Darmstadt, 2004
- Idem, 'Original und Rekonstruktion eines Archetyps bei den spätkarolingischen Konzilsakten', B. Merta et al. (eds.), *Vom Nutzen des Edierens*, Wien - München, 2005, pp. 77-89
- Idem, *Karl der Grosse*, Stuttgart, 2010
- W. Hechberger, *Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter*, Ostfildern, 2005
- M. Innes, 'Charlemagne's government', J. Story (ed.), *Charlemagne. Empire and society*, Manchester and New York, 2005, pp. 71-90
- Idem, *Introduction to early medieval western Europe, 300-900. The sword, the plough and the book*, London and New York, 2007
- V. Koal, *Studien zur Nachwirkung der Kapitularien in den Kanonensammlungen des Frühmittelalters*, Frankfurt am Main, 2001
- T. Kölzer, 'Die merowingischen Kapitularien in diplomatischer Sicht', O. Münsch (ed.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp. 13-23
- A. Krah, 'Zur Kapitulariengesetzgebung in und für Neustrien', H. Atsma (ed.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850*, Sigmaringen 1989, pp. 565-583
- K. Kroeschell, 'Recht und Gericht in den merowingischen "Kapitularien"', O. Capitani (ed.), *La Giustizia nell'alto medioevo (secolo v-viii)*, Spoleto, 1995, pp. 737-769
- É. Magnou-Nortier, 'Charlemagne, l'église franque et l'état', *Mélanges de science religieuse* 51, 1994, p. 359-373
- Eadem, 'La tentative de subversion de l'État sous Louis le Pieux et l'œuvre des falsificateurs', *Le Moyen Âge* 105, 1999, pp. 331-365, pp. 615-641
- Eadem, 'L'«Admonitio Generalis». Étude critique', J. Perarnau (ed.), *Jornades internacionals d'Estudi sobre el Bisbe Feliu d'Urgell*, Barcelona, 2000, pp. 195-242
- R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms. 789-895*, London, 1977
- Eadem, 'Some Carolingian Law-books and their Function', B. Tierney and P. Linehan (eds.), *Authority and Power. Studies on medieval Law and Government presented to Walter Ullmann on his seventieth Birthday*, Cambridge, 1980, pp. 13-27
- Eadem, *The Carolingians and the written word*, Cambridge, 1989

- Eadem, 'Zur Herstellung von Kapitularien: Die Arbeit des Leges-Skriptoriums', *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 101, 1993
- Eadem, 'The king and the kingdom: communications and identities', Eadem, *Charlemagne. The Formation of a European Identity*, Cambridge – New York – Melbourne – Madrid – Cape Town – Singapore – São Paulo – Delhi, 2008, pp. 214-291
- H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', H. Mordek (ed.), *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, Sigmaringen, 1986a, pp. 25-50
- Idem, 'Unbekannte Texte zur karolingischen Gesetzgebung. Ludwig der Fromme, Einhard und die Capitula adhuc conferenda', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42, 1986b, pp. 446-470
- Idem, 'Weltliches Recht im Kloster Weißenburg/Elsaß. Hinkmar von Reims und die Kapitulariensammlung des Cod. Sélestat, Bibliothèque Humaniste, 14(104)', M. Borgolte and H. Spilling (eds.), *Litterae Medii Aevi. Festschrift für Johanne Autenrieth zu ihrem 65. Geburtstag*, Sigmaringen 1988, pp. 69-85
- Idem, 'Recently Discovered Capitulary Texts Belonging to the Legislation of Louis the Pious', P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990, pp. 437-453
- Idem, 'Ein Freiburger Kapitularienfragment', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 48, 1992, pp. 609-613
- Idem, 'Bemerkungen zum Frankfurter Kapitular Karls des Großen(794)', J. Fried et al. (eds.) *794-Karl der Große in Frankfurt am Main*, Sigmaringen, 1994, pp. 46-49, 134f
- Idem, 'Frühmittelalterliche Gesetzgeber und *iustitia* in Miniaturen weltlicher Rechtshandschriften', *La giustizia nell'alto medioevo (secoli V-VIII)*, Spoleto, 1995a, pp. 997-1052
- Idem, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse (MGH. Hilfsmittel 15)*, München, 1995b
- Idem, 'Kapitularien und Schriftlichkeit', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996a, pp. 34-66
- Idem, 'Leges und Kapitularien', *Die Franken-Wegbreiter Europas. Vor 1500 Jahren: König Chlodwig und seine Erben. Ausstellungskatalog Reiss-Museum Mannheim, Bd. 1*, Mainz, 1996b, pp. 488-498
- Idem, 'Aachen, Frankfurt, Reims. Beobachtungen zu Genese und Tradition des «Capitulare Froncofurtense»(794)', R. Berndt (ed.), *Das FrankfurterKonzil von 794. Kristallisationspunkt karolingischer Kultur, Teil I: Politik und Kirche*, Mainz, 1997, pp. 125-148
- Idem, 'Ein exemplarischer Rechtsstreit: Hinkmar von Reims und das Landgut Neuilly-Saint-Front', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 83, 1997, pp. 86-112
- Idem, *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2000
- Idem, 'Quod si se non emendent, excommunicentur': Rund um ein neues Exzerpt des Capitulare generale Kaiser Karls des Großen (802)', K. G. Cushing et al. (ed.), *Ritual, text and law: studies in medieval canon law and liturgy presented to Roger E. Reynolds*, Aldershot, 2004, pp.171-183
- Idem, 'Karls des Großen zweites Kapitular von Herstal und die Hungersnot der Jahre 778/779', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 61, 2005a, pp. 1-52
- Idem, 'Die Anfänge der fränkischen Gesetzgebung für Italien', *Quellen und Forschungen aus Italienischen Archiven und Bibliotheken* 85, 2005b, pp. 1-34
- H. Mordek and M. Glatthaar, 'Von Wahrsagerinnen und Zauberern. Ein Beitrag zur Religionspolitik Karls des Großen', *Archiv für Kulturgeschichte* 75, 1993, pp. 33-64
- H. Mordek and G. Schmitz, 'Neue Kapitularien und Kapitulariensammlungen', *Deutsches Archiv für*

Erforschung des Mittelalters 43, 1987, pp. 361-439

O. Münsch, *Der Liber legum des Lupus von Ferrières*, Frankfurt am Main - Berlin - Bern - Bruxelles - New York - Oxford - Wien, 2001

J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the Reign of Charles the Bald', *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London, 1986

Eadem, *Charles the Bald*, London, 1992

Eadem, *The Frankish World 750-900*, London and Rio Grande, 1996

Eadem, 'Literacy in Carolingian government', R. McKitterick (ed.), *The Uses of Literacy in early medieval Europe*, Cambridge - New York - Port Chester - Melbourne - Sydney, 1990, pp. 258-296

Eadem, 'The voice of Charlemagne', R. Gameson and H. Leyser (eds.), *Belief and culture in the Middle Ages*, Oxford - New York, 2001, pp. 76-88

S. Patzold, 'Die Veränderung frühmittelalterlichen Rechts im Spiegel der 'Leges'-Reformen Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', S. Esders et al. (eds.), *Rechtsveränderung im politischen und sozialen Kontext mittelalterlicher Rechtsvielfalt*, Münster, 2005, pp. 63-99

Idem, 'Konsens and Konkurrenz. Überlegungen zu einem aktuellen Forschungskonzept der Mediävistik', *Frühmittelalterliche Studien* 41, 2007a, pp. 75-103

Idem, 'Normen im Buch: Überlegungen zu Geltungsansprüchen so genannter Kapitularien', *Frühmittelalterliche Studien* 41, 2007b, pp. 331-350

Idem, *Episcopus. Wissen über Bischöfe im Frankenreich des späten 8. bis frühen 10. Jahrhunderts*, Ostfildern, 2008

R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodaler sermo Arns von Salzburg', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 39, 1983, pp.379-394

Idem, 'Die drei Versionen der Triburer Synodalakten von 895', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 48, 1992, pp. 429-511

Idem, 'Eine Brief-Instruktion aus dem Hofkreis Karls des Großen an einen geistlichen Missus', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 52-1, 1996

C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779-829', R. Corradini, R. Meens, C. Pössel and P. Shaw (eds.), *Texts and Identities in the early Middle Ages*, Wien, 2006, pp. 253-274

T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', P. Linehan and J. L. Nelson (eds.), *The Medieval World*, London, 2001, pp. 432-450

R. Schmidt-Wiegand, 'Volkssprachige Rechtswörter in karolingischen Kapitularien', A. Grotans et al. (eds.), *De consolatione philologiae: Studies in Honor of Evelyn S. Firchow*, Göppingen, 2000, pp. 335-342

G. Schmitz, 'Zur Kapitulariengesetzgebung Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42, 1986, pp. 471-516

Idem, 'Ansegis und Regino. Die Rezeption der Kapitularien in den Libri duo de synodalibus causis', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* 105, 1988, pp. 95-132

Idem, 'The Capitulary legislation of Louis the Pious', P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990, pp. 425-436

Idem, 'Intelligente Schreiber. Beobachtungen aus Ansegis- und Kapitularienhandschriften', H. Mordek (ed.), *Papsttum, Kirche und Recht. Festschrift für Horst Fuhrmann zum 65. Geburtstag*, Tübingen, 1991, pp. 79-93

Idem, '... pro utile firmiter tenenda sunt lege". Bemerkungen zur Brauchbarkeit und zum Gebrauch der Kapitulariensammlung des Ansegis, D. Bauer et al. (eds.), *Mönchtum, Kirche, Herrschaft 750-1000. Festschrift für Josef Semmler zum 65. Geburtstag*, Sigmaringen, 1998, pp. 213-229

Idem, 'Die Reformkonzilien von 813 und die Sammlung des Benedictus Levita', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 56, 2000, pp. 1-31

- Idem, 'Echte Quellen - falsche Quellen. Müssen zentrale Quellen aus der Zeit Ludwigs des Frommen neu bewertet werden?', F.-R. Erkens and H. Wolff (eds.), *Von sacerdotium und regnum. Festschrift für Egon Boshof zum 65. Geburtstag*, Köln, Weimar and Wien, 2002, pp. 275-300
- Idem, 'Die allmähliche Verfertigung der Gedanken beim Fälschen. Unausgegorenes und Widersprüchliches bei Benedictus Levita', W. Hartmann and G. Schmitz (eds.), *Fortschritt durch Fälschungen? Ursprung, Gestalt und Wirkungen der pseudoisidorischen Fälschungen*, Hannover, 2002, pp. 29-60
- Idem, 'Echtes und Falsches', O. Münsch and T. Zotz (eds.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp. 133-172
- H. Schneider, 'Karolingische Kapitularien und ihre bischöfliche Vermittlung', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 63, 2007, pp. 470-496
- J. Semmler, 'Zur Überlieferung der monastischen Gesetzgebung Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 16, 1960, pp. 309-388
- Idem, 'Die Beschlüsse des Aachener Konzils im Jahre 816', *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 74, 1963, pp. 15-82
- Idem, 'Administration und Schriftlichkeit im Dienste der Reform', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996, pp. 67-84
- H. Siems, 'Vorfragen zu einer Untersuchung über den Handel in den frühmittelalterlichen Rechtsquellen', K. Düwel et al. (eds.), *Untersuchungen zu Handel und Verkehr der vor- und frühgeschichtlichen Zeit in Mittel- und Nordeuropa. Teil III*, Göttingen, 1985, pp. 100-125
- Idem, *Handel und Wucher im Spiegel frühmittelalterlicher Rechtsquellen*, Hannover, 1992(特に pp. 431-499 と 730-748)
- Idem, 'Textbearbeitung und Umgang mit Rechtstexten im Frühmittelalter. Zur Umgestaltung der Leges im Liber legum des Lupus', H. Siems et al. (eds.), *Recht im frühenmittelalterlichen Gallien*, Köln - Weimar - Wien, 1995, pp. 28-72
- J. Story, 'Bishop George and the Legate's Mission to England', Eadem, *Carolingian Connections. Anglo-Saxon England and Carolingian Francia, c. 750-870*, Aldershot, 2003, pp. 55-92
- S. Vanderputten, 'Faith and Politics in Early Medieval Society: Charlemagne and the Frustrating Failure of an Ecclesiological Project', *Revue d'Histoire Ecclesiastique* 96-3/4, 2001, pp. 311-332
- P. Wormald, 'Lex Scripta and Verbum Regis: Legislation and Germanic Kingship, from Euric to Cnut', P. H. Sawyer and I. N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship*, Leeds, 1997, pp. 105-138
- Idem, 'The Legal World of "Lupus"', Idem, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century. Volume I*, Oxford, 1999, pp. 30-92
- I. Woll, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Frankfurt am Main, 1995
- H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, Köln - Weimar - Wien, 1991
- D. Zimpel, 'Unliebsame Herrschererlasse im Frankenreich. Über die Sabotage von Kapitularien', O. Münsch (ed.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp. 127-136

研究文献(邦語)

- 五十嵐修「国王巡察使とフランクの国制」、『歴史学研究』第586号、1988年、pp. 101-110
- 同『王国・教会・帝国—カール大帝の王権と国家』知泉書館、2010年
- 大久保泰甫「カピトゥラリアの法的性格」1-4、『法学協会雑誌』第81号-4、1965年、pp. 309-372；第85号-5、1968年a、pp. 701-737；第85号-11、1968年b、pp. 1503-1546；第85号-12、1968年c、pp. 1617-1674
- 加納修「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類型——

一)、『歴史学研究』795、2004年、pp. 32-43

河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis)(七八九年)の注解(1)」、『福岡大学人文論叢』第36号-4、2005年b、pp. 1-23

菊地重仁「テキストとしてのカロリング期のカピトゥラリア」、『名古屋大学グローバルCOEプログラム第12回国際研究集会報告書』、2012年(刊行準備中)

多田哲「カロリング王権と民衆教化——『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに——」、『西洋史学』第178号、1995年、pp. 45-58

同「カロリング王権による民衆教化政策の展開」、『歴史学研究』668号、1996年、pp. 17-31

同「リエージュ司教と民衆教化—『ゲルバルドゥス蒐集』(806年)に見られる司教の施策」、『西洋史研究』新輯第26号、1997年、pp. 144-158

西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚書」、『北大法学論集』41(5-6)、1991年、pp. 29-121

拙論「カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開——ザルツブルク大司教アルノ(785[798]-821)の時代を中心に——」、『西洋史研究』新輯第34号、2005年、pp. 77-109

同「ルートヴィヒドイツ人王時代における集会の果たす役割について」、『歴史』第110輯、2008年、pp. 1-25

同「カロリング期フランク王国における王国集会・教会会議——ピピン期・シャルルマーニュ期を中心に——」、『ヨーロッパ文化史研究』第11号、2010年、pp. 131-180

同「9世紀末～10世紀初頭のフランク王国における王国集会・教会会議」、『ヨーロッパ文化史研究』第12号、2011年、pp. 141-178

同「カロリング期のカピトゥラリア—同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書類型として認識していたのか?」、『ヨーロッパ文化史研究』第13号、2012年(刊行準備中)